

む す び

平成19年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び基金運用状況審査の結果を総括すると次のとおりである。

○一般会計

当年度の一般会計決算額は、歳入が24,465,730,871円、歳出が24,066,811,783円となっており、前年度と比較して歳入が895,153,369円（3.8%）、歳出が944,164,350円（4.1%）の増となっている。

この結果、形式収支額は398,919,088円で、前年度と比較して49,010,981円（10.9%）の減となっている。また、実質単年度収支については、前年度18,700,024円の赤字を大きく上回る、420,185,163円の赤字で、赤字増加額は401,485,139円（2,147.0%）となっており、これは、財政調整基金の取崩額が大幅に増加したことによるものである。今後は、歳入歳出のバランスを計りながら、財政調整基金にあつては将来の健全な財政運営を行う資金として、また、緊急を要する経費に充てるなどその重要性を鑑み、適切な管理に努め、積み増し出来るよう努められたい。

○市税等について

市税の収入未済額は653,555,485円で、前年度と比較して3,916,227円（0.6%）の減となっている。収入未済額は近年増加傾向にあったが、今年度は固定資産税の収入未済額が減少したことに伴い全体的に減少している。しかし、不納欠損額を見てみると企業倒産等による固定資産税の欠損額が増加するなど、自主財源である市税の確保については依然として厳しい状況となっている。

税外収入においては、金額が大きい保育所入所負担金及び市営住宅使用料等の収入率が年々低下してきており、未納の長期・高額化傾向が続いている。これら収入の確保については、前年度から庁内収納対策強化連絡会議において対策の検討を進めているが、未だ具体的な対策を講じるところに至っていない。早期に実効性のある対策を講じ、市民の公平感、納税意識を損なうことがないような対応を望むものである。

○市債について

一般会計の市債の借入額は2,694,489,000円で、第四小学校、二ツ井統合小学校などの建設事業により、前年度と比較し437,389,000円（19.4%）の増となっている。市債の歳入総額に占める割合は11.0%であり、前年度の9.6%から1.4ポイント増加した。また、当年度においては、高利率で借り入れを行っていたものの一部について繰上償還を行い、後年度負担が一般会計で2,967,186円、下水道事業特別会計で200,556,964円それぞれ軽減することが見込まれている。市債については、その目的によって償還時に交付税措置されるものもあれば、将来の負担になるものであり、更に近年は、交付税自体が縮減傾向にあることから、その借入にあたっては、今後の市財政状況を見据え、繰上償還など有利な制度を活用しながら、償還計画を十分検討した上で対応されたい。

○特別会計について

特別会計における一般会計からの繰入金の総額は、ここ数年横ばいで推移している。

このうち、国民健康保険事業、老人保健医療事業の各会計は増加しているが、医療費の増等によるものである。老人保健医療事業は20年度から後期高齢者医療の会計へと移行することとされており、今後の運営状況を注視する必要がある。

下水道事業等の会計については、現行の制度上では、建設改良費等の不足分を補てんする形となっているが、これも事業費の動向により増減するものとなっている。

特別会計は、特定の収入をもって特定の事業を行う趣旨からしても、一般会計からの繰入金は必要最小限にとどめ、安易に財政負担を求めることがないよう、各会計において歳入の確保に努めるとともに将来計画に沿った歳出抑制に努められたい。

○普通会計における財政状況

普通会計において、性質別に歳入歳出を見ると、歳入では自主財源の構成比率は37.1%であり、前年度と比較し1.9ポイントの増である。これは、税源移譲されたことにより個人住民税が増となったことや財政調整基金の繰入金の増によるものである。歳出では、義務的経費が0.9ポイントの減、経常経費が0.5ポイントの減、投資的経費は1.5ポイントの増となっている。投資的経費が増となった主な要因は、第四小学校、二ツ井統合小学校建設事業費の増によるものである。

財政指標について見ると、経常収支比率97.6%、実質収支比率2.5%、経常一般財源比率99.6%で、中でも経常収支比率は2.1ポイント上昇し、より一層財政構造の硬直化が進行しており、今後の改善が必要と思われる。

○予算執行等について

決算審査の中で、予算執行等について確認したところ、次のような状況が見られたので、予算計上及び執行にあたっては十分留意されたい。

- ・予算計上漏れや計上誤りによる、予算流用が散見された。
- ・予算流用で増額した節からさらに別の節に流用するなど好ましくない状態があった。
- ・財務規則での随意契約は、2人以上の者から見積徴取することとなっているが、規定の額未満であれば、1人の者から見積徴取することができる。その規定の額となるよう請求書を複数枚に分けていた。
- ・政府契約の支払遅延防止等に関する法律では、通常の手払いは請求があつてから30日以内に支払うこととされているが、30日を超えていたものが、162件あった。
- ・予算計上時の説明と異なる内容で執行し、後日変更された内容についても十分に説明がなされず市民から疑念を持たれることがあった。

○株券の電子化について

株券の電子化については、平成21年6月までに実施することとされ、具体的には平成21年1月実施を目標に進められている。本市でも株券を保有しているが、期日ま

でに手続をとらない場合、株主名義で発行会社により設定される特別口座において管理されることとなるなど、株を売却しようとする場合、簡単には出来なくなってしまうおそれがある。例月出納検査などでも再三指導してきたが、移行事務が進んでおらず、期限もせまっていることから、早急な対応を図られたい。

○商工会議所の補助金不正受給について

能代商工会議所における補助金の不正受給に関しては、その発覚以来、国、県、市により調査が行われ、偽造された請求書や領収書による経費の水増し、架空の出張、補助事業以外の経費計上などの不適正な内容が明らかとなったところである。

市の補助金交付の事務にあたっては、予算作成時から対応してきた部、課の実績報告等に対するチェック体制の不備が認められ、また、領収書の偽造など、その確認が困難な面があったことは否めないが、事業の実施状況や経費内訳の確認について不十分であったと言わざるをえない。今回の事例により、新たに「補助金交付処理フロー」を作成し、そのチェックの強化を図ることとしているが、二度とこのようなことが起きないように、補助金等を扱う部、課においては十分な確認作業が行われることを強く望むものである。

これまで補助金の監査は、抽出による試査によって行い、監査の内容も所管課等の補助交付事務など書類調査までで、団体そのものまでの調査は行っていなかった。領収書の偽造等、調査で明らかにすることに限界はあるが、結果的にこのような不正を見抜けなかったことについては、監査委員として深く反省すべきものと受け止めている。今後の監査にあたっては、団体から提出された書類等について、補助金交付担当の部、課のチェック体制やその確認内容等について十分審査するなど、監査体制の充実に努めていきたい。

○総 括

以上が平成19年度決算審査の結果である。

平成19年度は、合併特例事業などの優遇措置を引き続き享受でき、今後、数年は一時的であれ恩恵を受けることができると思われる。当年度では、広報等への広告による収入など新たな方策がとられたほか、市税でも税源移譲により一部増額となったものもあるが、地方交付税が、合併に関する経費がなくなったことや全国的な削減となったことなどから減額となるなど将来的に安定した収入を見込める状況ではない。また、第四小学校、二ツ井統合小学校建設がピークを迎え、建設事業費等が増加することが見込まれているなど、歳出の抑制も厳しい状況にある。職員採用抑制により人件費の削減を実施しているが、劇的な効果が期待できるものではなく、加えて地域経済は依然として低迷を続けており、市の自主財源である市税等の確保が懸念され、将来に向けた行財政改革を本格的に進めるべき時であると考えている。

以上のことから、合併は「究極の行政改革」と言われているが、「合併」で終わることなく、さらなる行政改革を進め、より効率的・安定的な行財政運営に努めるとともに住民の要望、期待に配慮した市政運営を要望する。